

積 算 情 報 表

項 目	内 容	項 目	内 容
積算区分	実施		
変更回数	当初		
積算基準年度	平成27年度厚生労働省基準		
施行主体名	宇都宮市上下水道局		
工事名	検満メーター取替工事（分割2号）		
工事名(2行目)			
工事場所	宇都宮市中岡本町ほか50町		
路線名			
設計年度	平成27年度		
工事年度（継続工事）			
単価適用世代	平成27年05月10日（79）		
単価適用地区	11 宇都宮土木		
適用率	01 開削工事及び小口径推進工事		
共通仮設費補正	補正なし		
現場管理費補正	補正なし		
前払支払率	50%		
施工方法	昼間施工		
イメージアップ補正率	補正なし		
契約保証費率	金銭的保証		
工種名	開削工事及び小口径推進工事		
消費税等の率	消費税等率8%適用		

本 工 事 内 訳 表

費目	工種	種別	細別	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
本工事費									
	検満メーター取替工			φ13～φ100	式	1			第1号明細表
	直接工事費								
	共通仮設費				式	1			
		対象外費			式	1			
			管材費		式	1			
		対象額			式	1			
		率計算分			式	1			
	純工事費								
	現場管理費				式	1			

本 工 事 内 訳 表

費目	工種	種別	細別	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
		対象外費			式	1			
		対象額			式	1			
		率計算分			式	1			
	工事原価								
	一般管理費等				式	1			
		一般管理費			式	1			
			対象額		式	1			
			率計算分		式	1			
		契約保証費			式	1			
	工事価格								

第1号の1

検満メーター取替工 1式当たり明細表

φ13～φ100

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
検満メーター取替工	φ13	個所	1,252				第1号単価表
検満メーター取替工	φ20	個所	2,083				第2号単価表
検満メーター取替工	φ25	個所	81				第3号単価表
検満メーター取替工	φ30	個所	13				第4号単価表
検満メーター取替工	φ40	個所	18				第5号単価表
検満メーター取替工	直読式 φ50	個所	3				第6号単価表
検満メーター取替工	直読式 φ75	個所	1				第7号単価表
検満メーター取替工	電子式 φ50	個所	5				第8号単価表
検満メーター取替工	電子式 φ75	個所	2				第9号単価表
検満メーター取替工	電子式 φ100	個所	1				第10号単価表

第1号 V0001 A01		検満メーター取替工 1個所あたり単価表					φ 1 3	
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要	
配管工		人						
ダンプトラック運転	オンロード・ディーゼル	日					第11号単価表	
水道メーター	直読式 φ 1 3 JIS規格	個	1					
ステンレスメーターパッキン	φ 1 3	枚	2					
事前通知発送事務費		事務	1				第12号単価表	
合 計		個所	1					

第2号 V0001 A02		検満メーター取替工 1個所当たり単価表					φ 20	
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要	
配管工		人						
ダンプトラック運転	オンロード・ディーゼル	日					第11号単価表	
水道メーター	直読式 φ 20 JIS規格	個	1					
ステンレスメーターパッキン	φ 20	枚	2					
事前通知発送事務費		事務	1				第12号単価表	
合 計		個所	1					

第3号 V0001 A03

検満メーター取替工 1個所当たり単価表

φ 2 5

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
配管工		人					
ダンプトラック運転	オンロード・ディーゼル	日					第11号単価表
水道メーター	直読式 φ 2 5 JIS規格	個	1				
ステンレスメーターパッキン	φ 2 5	枚	2				
事前通知発送事務費		事務	1				第12号単価表
合 計		個所	1				

第4号 V0001 A04

検満メーター取替工 1個所当たり単価表

φ30

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
配管工		人					
普通作業員		人					
ダンプトラック運転	オンロード・ディーゼル	日					第11号単価表
水道メーター	直読式 φ30 JIS規格	個	1				
ステンレスメーターパッキン	φ30	枚	2				
事前通知発送事務費		事務	1				第12号単価表
合 計		個所	1				

第5号 V0001 A05

検満メーター取替工 1個所あたり単価表

φ40

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
配管工		人					
普通作業員		人					
ダンプトラック運転	オンロード・ディーゼル	日					第11号単価表
水道メーター	直読式 φ40 JIS規格	個	1				
ステンレスメーターパッキン	φ40	枚	2				
事前通知発送事務費		事務	1				第12号単価表
合 計		個所	1				

第6号 V0001 A09

検満メーター取替工 1個所当たり単価表

直読式
φ50

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
配管工		人					
普通作業員		人					
雑材料		%					
水替工	作業時排水 φ50取替用		1				第13号単価表
ダンプトラック運転	オンロード・ディーゼル	日					第11号単価表
水道メーター	直読式 φ50 JIS規格	個	1				
事前通知発送事務費		事務	1				第12号単価表
合 計		個所	1				

第7号 V0001 A10

検満メーター取替工 1個所当たり単価表

直読式
φ75

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
配管工		人					
普通作業員		人					
雑材料		%					
水替工	作業時排水 φ75・φ100取替用		1				第14号単価表
資機材運搬	クレーン装置付トラック	日					第15号単価表
水道メーター	直読式 φ75 JIS規格	個	1				
事前通知発送事務費		事務	1				第12号単価表
合 計		個所	1				

第8号 V0001 A12

検満メーター取替工 1個所当たり単価表

電子式
φ50

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
配管工		人					
普通作業員		人					
雑材料		%					
水替工	作業時排水 φ50取替用		1				第13号単価表
ダンプトラック運転	オンロード・ディーゼル	日					第11号単価表
水道メーター	電子式 φ50 JIS規格	個	1				
事前通知発送事務費		事務	1				第12号単価表
合 計		個所	1				

第9号 V0001 A13

検満メーター取替工 1個所当たり単価表

電子式
φ75

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
配管工		人					
普通作業員		人					
雑材料		%					
水替工	作業時排水 φ75・φ100取替用		1				第14号単価表
資機材運搬	クレーン装置付トラック	日					第15号単価表
水道メーター	電子式 φ75 JIS規格	個	1				
事前通知発送事務費		事務	1				第12号単価表
合 計		個所	1				

第10号 V0001 A14

検満メーター取替工 1個所当たり単価表

電子式
φ100

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
配管工		人					
普通作業員		人					
雑材料		%					
水替工	作業時排水 φ75・φ100取替用		1				第14号単価表
資機材運搬	クレーン装置付トラック	日					第15号単価表
水道メーター	電子式 φ100 JIS規格	個	1				
事前通知発送事務費		事務	1				第12号単価表
合 計		個所	1				

第11号 SX110 A07

ダンプトラック運転

1日当たり単価表

オンロード・ディーゼル

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]		供用日					
軽油	1.2号	L	26				
タイヤ損耗費	ダンプトラック	供用日					
合 計		日	1				

第13号 V0006 A01

水替工 1当たり単価表

作業時排水 φ50取替用

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
ポンプ据付・撤去工		現場	1				第16号単価表
ポンプ運転工	作業時排水 発動発電機 工事用水中ポンプ 1台	日					第17号単価表
合 計			1				

第14号 V0006 A02

水替工 1当たり単価表

作業時排水 φ75・φ100取替用

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
ポンプ据付・撤去工		現場	1				第16号単価表
ポンプ運転工	作業時排水 発動発電機 工事用水中ポンプ 1台	日					第17号単価表
合 計			1				

第15号 S2840 A04

資機材運搬 1日当たり単価表

クレーン装置付トラック

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
軽油	1.2号	L	9.8				
運転手 (特殊)		人					
トラック [クレーン装置付]		時間					
トラック [クレーン装置付]		日					
合 計		日	1				

第17号 SK130 A03		ポンプ運転工		1日当たり単価表			作業時排水 発動発電機 工事用水中ポンプ 1台	
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要	
特殊作業員		人						
普通作業員		人						
工事用水中モータポンプ [普通型]		日						
発動発電機 [ガソリンエンジン駆動]		日						
諸雑費		%						
合 計		日	1					

平成27年度 検満メーター取替工事仕様書

1. メーター取替

(1) メーター取替業務

- ① 撤去メーターの指針については「水道メーター保管届」(以下「保管届」という)により行い、指定された期間に業務を完了する。
- ② メーター取替個数及び取替箇所は、別紙内訳書及び後日配付の取替箇所一覧のとおりとし、取替期間は、8月20日～12月10日の間に4回に分けて行う。

(2) メーター取替の周知

- ① 事前に上下水道局が配付する取替案内のハガキ(「水道メーターの取替について」)に、受注者が取替期間を記入のうえ、郵便切手を貼り郵送する。
- ② 50mm以上の大口徑メーター(以下「大口徑」という。)を取替える場合には、事前に取替え日時等を相手側と打合せのうえ施工する。

(3) メーター取替の施工

① メーター取替全般

- ア. メーター取替後に給水設備の故障等が起こらないよう、細心の注意を払って業務に当たる。
- イ. 水道メーターを設置する前に給水管を洗浄し、給水管の全てのゴミ等を取り除く。
- ウ. 水道メーターの取り付けは、水流方向と水道メーターの「流れの示す標識」を一致させる。
- エ. メーターの取り付け姿勢は、検針に支障がないように取り付ける。
- オ. 取り付けに使用する工具、スパナはナットに適合したものを使用し、漏水が発生しないように確実に締め付ける。
- カ. 水道メーター取り付け後、バルブを徐々に開き赤水等の原因にならないよう注意し、その後水道メーター内の空気を十分に排除する。

② 大口徑メーターの取替

- ア. 制水弁の開閉は、濁り水対策の見地からメーター上流のみを操作し、閉める時に回した回数を記録する。
- イ. メーターを取外した後に制水弁を開閉し、濁り水を十分に排水する。その際、メーター下部に架台を設け、下流側配管をビニール等で覆い濁り水等が流入しないようにする。
- ウ. ボックス内にたまった水は、ポンプで外に排出し、残材等を残さないようにする。

- エ. 工事終了後は、制水弁を閉めた時に記録した回数を回しゆっくり開ける。
 - オ. メーター内及び直結方式の給水装置はエアを十分に抜く。
 - カ. 取替え中は、工事中の看板を立てること。
- ③ 受水槽が設置されている箇所
- ア. 取替え後、受水槽へ通水して満水を確認する。
 - イ. 新メーターが、止まるのを確認する。
 - ウ. 万一漏水・オーバーフロー等事故を発生させた場合は、施工者の負担により責任を持って修繕する。
- ④ 電子メーターの取替
- ア. 受信機も同時に取替える。
 - イ. 伝送線の途中接続が必要な場合は、接続方法については、上下水道局と協議する。
 - ウ. 電子メーター取付け後、異常が生じた時は、速やかに調整又は取替える。
- ⑤ メーター取替え実施後の処理
- ア. 在宅・不在を問わず、「取替のお知らせ」を配付する。
 - イ. メーターボックス「ふた」の裏側にペイントマーカーで給水番号を書く。
 - ウ. 「保管届」に撤去の指針・新メーター番号・交換日を記入する。
 - エ. 取替工事終了後は設置環境を整備（保温材、メーターボックスのふた）し、メーターを保全する。
 - オ. 取り外したパッキンや取り出した土砂などの後片付けをし、エアを十分抜く。
- ⑥ メーター取替え後の事務処理
- ア. 撤去の指針・新メーター番号・交換日を「保管届」に記入し、上下水道局指定のCDに入力する。
 - イ. 撤去したメーターは後日、上下水道局が指定した検針委託会社と指針確認等を行う。（結果は、委託会社から局に報告）
 - ウ. データ処理後、異常水量等で指針を再確認する必要がある場合は、上下水道局の指示により、当該メーターの確認を行う。
- ⑦ メーター取替上の瑕疵
- ア. 取替えをした日より、1年間とする。
 - イ. 丙止水栓漏水などについては、取替月以後の2回目の検針分まで、速やかに手直しをする。

2. メーター購入

(1) 適用法令及び適用規格

受注者が購入するメーターは、以下の法令、その他関連する関係法規及び適用規格等最新版による。

- ① 計量法関係
 - ア 計量法(平成 4 年法律第 51 号)
 - イ 計量法施行令(平成 5 年政令第 329 号)
 - ウ 計量法施行規則(平成 5 年通商産業省令第 69 号)
 - エ 特定計量器検定検査規則(平成 5 年通商産業省令第 70 号)
 - オ 指定製造者事業者の指定等に関する省令(平成 5 年通商産業省令第 77 号)
- ② 水道法関係
 - ア 水道法(昭和 32 年法律第 177 号)
 - イ 水道法施行令(昭和 32 年政令第 336 号)
 - ウ 水道法施行規則(昭和 32 年厚生省令第 45 号)
 - エ 給水装置の構造及び材質の基準に関する省令(平成 9 年厚生省令第 14 号)
- ③ 日本工業規格(JIS B8570-1:2005 B8570-2:2007)
 - ア JIS B8570-1 水道メーター及び温水メーター第一部:一般仕様
 - イ JIS B8570-2 水道メーター及び温水メーター第二部:取引又は証明用
 - ウ JIS B7554 電磁流量計
- ④ その他関連する法令

(2) 用語の定義

- ① この仕様書で用いる用語の定義は、以下に定める規格及びその引用規格。
 - ア JIS Z8103 計測用語
 - イ JIS B8570-1 水道メーター及び温水メーター第一部:一般仕様
 - ウ JIS B8570-2 水道メーター及び温水メーター第二部:取引又は証明用
 - エ JIS B7554 電磁流量計
- ② 新品購入とは、上・下ケースを含むすべての部品に新品を使用して製造したメーターを購入することをいう。

(3) 有効期限

購入するメーターの有効期限は、納入月から起算して 95 ヶ月以上有していること。

(4) メーター購入契約

メーター取替工事に使用するメーターの購入については、バーター契約をすることとする。

3. メーターの仕様

(1) 一般的仕様

- ① メーターは、計量法に基づく型式の承認を受けたものでなければならない。
- ② メーターは、その使用目的に適した強度及び耐久性(8 年以上)を持つ材料で

製作しなければならない。

③ メーターの表示機構は、読みやすく、确实、かつ、明白に計量値を目視出来るものでなければならない。

④ メーターの取付姿勢は、検針に支障がないように取付なければならない。

4. メーターの種類

メーターの計量特性は、「表1 メーターの計量特性」による。

Q3 (m ³ /h)	計量範囲 R (Q3/Q1)	種類 名称	表示 形態	全長 (mm) (補足管付)	本体 (mm)	ねじ外径 (mm)	ねじ 山数	参考口径 (mm)	
2.5	100	接線流羽根車式・乾式	アナログ・デジタル併用表示又は液晶デジタル表示	165	—	25.8	14	13	
4.0	100			190	—	32.8	14	20	
6.3	100			225	—	38.6	14	25	
10	100			230	—	49.4	11	30	
16	100	たて形軸流羽根車式・乾式		245	—	56.0	11	40B	
40	100			(560)	245	フランジ [®] 接続		50 電子式	
63	100			(630)	300	フランジ [®] 接続		75 電子式	
100	100			(750)	350	フランジ [®] 接続		100 電子式	
250 以上	160 以上	電磁式			(1,000)	231	フランジ [®] 挟み込み式		150 電磁式

(1) メーターケースの材質(電磁式を除く)

新品購入の際、製造するメーター(電磁式を除く)の上ケース及び下ケースは、次の条件に適合するものでなければならない。

① メーターケースの使用材料が銅合金のものは、JIS H 5120 CAC406と同様の強度、耐久性、耐食性等を持つ鉛レス銅合金材(鉛含有量0.25wt%以下の銅金)とする。

(2) メーターケースの表示項目

- ① 上ケースには、局が指定する番号を刻印する。
- ② 上ケースには、材質記号を鋳出し又は刻印する。
- ③ メーターの上蓋には、局が指定する番号を刻印する。
- ④ 蓋裏には、基準適合証印(シール)貼付する。
- ⑤ 下ケースには口径・鋳造年・材質記号・製造者記号・流れの方向を表記する。
- ⑥ メーターの上蓋は、平成26年度より、年度ごとに色を変更することとした。
今年度は、日本水道メーター工業会、色番 JWMM00-A02 (日本塗料工業会色番号 A45-40P)の色とする。(Yメーター等で、蓋が無いものは除く。)

(3) 電子式及び電磁式メーター

- ① 本仕様書における電子式及び電磁式メーターとは、メーター及び補足管、伝送線(15m)、受信器で構成する。
- ② JIS B8570-2 に定める「電子装置付メーター」により演算部、電子表示機構、電源装置を備えていること。
- ③ 電源装置は、交換不能な電池電源とする。
- ④ 電池の寿命及び容量は、自己放電による減耗を含めて、通常使用状態において、8年以上の期間、メーターが正確かつ確実に機能するものでなければならない。
- ⑤ -10°C ~ $+50^{\circ}\text{C}$ の範囲において正常に作動する。
- ⑥ 電子式及び電磁式メーターの通信線の仕様
 - ・ 8ビット通信機能付(8ビット方式)で4心とし、その用途及び絶縁体の色は電文用2心(黒[A1], 白[A2])パルス用2心(赤[P], 緑[PG])とする。
- ⑦ 下記に示す機能は液晶表示とする。
 - ア 積算値表示 8桁
 - イ 瞬間流量値表示 4桁
 - ウ 漏水警告表示
 - エ 過流量警告表示
 - オ 電池電圧低下警告表示
 - カ 流量パイロット表示
- ⑧ 受信器は個別型受信器とし、軽量かつ耐久性に優れ防水構造になっているも

のとする。

ア 表示は液晶表示とし、機能はメーター本体と同じものとする。

イ 電源装置は、検定有効期間(8年間)正常に作動するもの。

ウ $-10^{\circ}\text{C}\sim+50^{\circ}\text{C}$ の範囲において正常に作動する。

- ⑨ 8年間以上の防水能力を有する樹脂等を用いて、端末処理をする。
- ⑩ メーターのフランジ側には空転防止の措置を講ずること。
- ⑪ 50ミリ以上に使用するボルトは、ステンレスボルトとする。

5. メーターの運搬・保管上注意について

(1) 水道メーターは、精密機械であるから、衝撃を与えないことはもちろん、取付ネジ山に損傷を与たり、水道メーター内部にゴミなどを入れないようにする。

(2) 使用前メーターは屋内で風雨にさらされず、衛生面を考慮してキャップなどをして保管する。

(3) 目盛板の表示項目

- ① 計量単位
- ② Q3の値(定格最大流量)
- ③ $Q3/Q1$ の値(計量範囲)
- ④ 型式承認番号
- ⑤ 製造業者の名称又は登録商標
- ⑥ 製造年
- ⑦ 取付姿勢
- ⑧ 表示範囲

(4) 塗装及び色相

- ① 鉛フリー銅合金製メーターケースは、無塗装とする。ただし、無着色透明の酸化防止処理をする。
- ② ダクタイル鋳鉄製メーターケース及び補足管を使用している場合は、エポキシ樹脂粉体塗装とする。

(5) 付属品

大口徑メーター(50mm以上)は、接続用ボルト・ナット(ステンレス製)の必要本数、パッキン2枚を添付すること。

6. 納品

13mm~40mmのメーターは、口径毎に次の個数で収納箱に収め箱には、番号・口径・メーター番号・メーカー名を表示すること。

口径	収納個数	収納箱材質
13 mm	15 個	プラスチック箱
20 mm	10 個	プラスチック箱
25 mm	8 個	プラスチック箱
30 mm	6 個	プラスチック箱
40 mm	5 個	プラスチック箱

(1) 接続端の保護

メーター両端の取付部は、ねじ保護のため樹脂製キャップを取り付けること。

(2) 納品時の提出書類

- ① 製品仕様書
- ② 器差成績表
- ③ メーターの口径・番号・納入時の指針・検満年月日等記入の一覧表

7. 電子納品の実施について

- (1) 電子納品とは、本工事の最終成果を電子データで納品することをいう。
- (2) ここでいう電子データとは、「電子納品運用に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。なお、書面における署名又は押印については、別途監督職員と協議するものとする。
- (3) 成果品の提出の際には、国土交通省チェックシステム及び対策ソフトによるチェックを行い、エラーが無いことを確認した後、電子媒体に格納することとする。提出物は、電子媒体(CD-R)2部とする。
- (4) 「ガイドライン」で特に記載がない事項については原則として電子化して提出する義務はないが、監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。「紙」による報告書の提出は必要最小限にする。
- (5) 電子媒体(CD-R)2部は「正」発注課「副」を保管管理担当課（当面の間、技術管理室）に提出するものとする発注者は、完了検査において、提出した電子データが「ガイドライン」に基づいて作成されていることを監督職員の立会いのもと確認する。なお、電子データの検査方法については、別途協議の上決定する。
- (6) 受注者は、本工事の実施にあたり内容に疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議し、その指示を受けなければならない。
- (7) 工事中の写真は、デジタルカメラで撮影し130万画素を標準とする。

- (8) CDの表には、年度、サービスセンター、工事番号、コリンズ登録番号、工事名、工事場所を表記すること。

8. メーター取替等実施の留意事項

- (1) パイロットの回転が停止していることを、確認後に現場を離れること。
- (2) メーター取替実施に伴い第三者の宅地内に立ち入るときは配慮を怠らず、個人の所有物を損壊しないように注意する。
- (3) メーター取替を実施する時は、上下水道局が貸与する腕章、身分証明書は必ず着用する。
- (4) メーター取替の実施にあたっては、相手方に対し親切丁寧に接し、必要な事項を説明する。
- (5) 期間内に終了しない個所があった場合は、次月の検針に支障があるため取替えをせず、上下水道局の指示に従い後日取り替える。
- (6) 取替中に、給水装置及び家屋等を損傷させたときは、受注者の負担によって速やかに修復する。
- (7) 不測の事態が発生した場合は、速やかに局に連絡をすること。

9. 取替え期間

検針業務に支障のないよう、下記の期間にメーター取替えを行う。

1回目	8月20日	～	9月10日
2回目	9月18日	～	10月13日
3回目	10月20日	～	11月10日
4回目	11月20日	～	12月10日

10. 使用済みメーターの処理

- (1) メーターメーカーに処分を依頼し、預かり書の交付を受け提出する。
- (2) 取替え月を除き、検針2回目まで保管すること。

11. 安全対策

- (1) 交通安全対策を徹底し施工する。
- (2) 施工時の、工事作業員の安全対策にも十分配慮すること。

12. 残りのメーター数の報告

毎回終了しだい、残りのメーター数を口径ごとにFAXで報告すること。

13. 検満メーター取替え個数（口径別，工区別）

口径	分割 1	分割 2	分割 3	分割 4	分割 5	分割 6	分割 7	分割 8	分割 9
Φ13	1,556	1,252	1,669	1,575	1,465	1,530	1,090	1,983	1,422
Φ20	1,613	2,083	1,368	1,337	1,516	1,498	2,199	1,130	1,593
Φ25	78	81	110	147	99	89	77	112	116
Φ30	20	13	24	38	12	7	13	41	34
Φ40	15	18	25	32	9	13	8	15	22
Φ50	5	8	7	11	11	6	13	10	6
Φ75	5	3	3	7	3	4	1	0	5
Φ100	0	1	0	1	1	0	0	1	2
Φ150	0	0	2	0	0	1	0	1	0
合計	3,292	3,459	3,208	3,148	3,116	3,148	3,401	3,293	3,200

14. その他

この仕様書に記載のない事項及び疑義のある場合は、すべて上下水道局と協議して指示を受ける。

メーターの保管に関しては、盗難や紛失等がないように管理・保管には充分気を付けること。

取替えたメーターは、全て指針とメーター番号が確認できるように写真を撮り保管しておくこと。

提出書類一覧

（1）施工前に提出する書類

- ① 施工計画書
- ② 実施工程表
- ③ 使用材料承認図

（2）完工検査までに提出する書類

- ① 器差成績書(メーカーから業者名)
- ② 器番表(メーカーから業者名)
- ③ 工事写真(取替個所，工事看板設置状況，使用材料検査状況・保管状況等)---
黒板(工事名，給水番号，口径，〇〇宅，工事店名等) φ13～φ40は完工1枚，
φ50以上は4枚(着工前，工事中，サビ抜き洗浄中，完工)
- ④ 大口径の仕切弁，量水器位置略図(三点方式オフセット図)
- ⑤ 使用材料納品書(メーター，ステンレスメーターパッキン)

（3）毎回の交換ごとに提出する書類

- ① メーター保管届(局配付の用紙に指定項目記入)
- ② データ入力用 CD

- ③ メーター交換一覧表(新メーター番号を記入)
- ④ チェックリスト
- (4) その他の書類
 - ① メーター預かり書, 原本。(必要があれば, コピーを取って控えにすること)
- (5) 注意事項
 - ① 設計書の積算にあたっては, 口径別のメーター本体価格のみとする。

特記仕様書

1. 検満メーター取替え個数（口径別，工区別）

(個数)

口径	分割1	分割2	分割3	分割4	分割5	分割6	分割7	分割8	分割9	計
Φ13	1,556	1,252	1,669	1,575	1,465	1,530	1,090	1,983	1,422	13,542
Φ20	1,613	2,083	1,368	1,337	1,516	1,498	2,199	1,130	1,593	14,337
Φ25	78	81	110	147	99	89	77	112	116	909
Φ30	20	13	24	38	12	7	13	41	34	202
Φ40	15	18	25	32	9	13	8	15	22	157
Φ50	5	8	7	11	11	6	13	10	6	77
Φ75	5	3	3	7	3	4	1		5	31
Φ100		1		1	1			1	2	6
Φ150			2			1		1		4
合計	3,292	3,459	3,208	3,148	3,116	3,148	3,401	3,293	3,200	29,265

2. 取替え期間

検針業務に支障のないよう，下記の期間にメーターの取替えを行う。

分割1～9	1回目	8月20日	～	9月10日	まで
	2回目	9月18日	～	10月13日	まで
	3回目	10月20日	～	11月10日	まで
	4回目	11月20日	～	12月10日	まで

3. メーターの購入

納品したメーターの保有により損傷がないように，2回に分けて購入する。

分割1～9	1回目	8月上旬
	2回目	9月下旬

4. その他

設計書の積算にあたっては，口径別のメーター本体価格のみとする。

水道メーター及びメーターパッキン内訳書

工事名称 メーター取替工事(分割2号)

工事個所 宇都宮市中岡本町ほか50町

品目	口径 (mm)	形 状 寸 法	数量	質量(kg)	計(kg)
水道メーター	13	直読式接線流羽根車式(L)	1,252	1	1,252
水道メーター	20	直読式接線流羽根車式	2,083	1.8	3,749
水道メーター	25	直読式接線流羽根車式	81	2	162
水道メーター	30	直読式接線流羽根車式	13	2.6	34
水道メーター	40	直読式軸流羽根車式	18	3.9	70
水道メーター	50	直読式軸流羽根車式	3	28	84
水道メーター	50	電子式軸流羽根車式	5	28	140
水道メーター	75	直読式軸流羽根車式	1	40	40
水道メーター	75	電子式軸流羽根車式	2	40	80
水道メーター	100	電子式軸流羽根車式	1	53	53
計			3,459		5,664
メーターパッキン	13	ステンレス	2,504		
メーターパッキン	20	ステンレス	4,166		
メーターパッキン	25	ステンレス	162		
メーターパッキン	30	ステンレス	26		
メーターパッキン	40	ステンレス	36		
計			6,894		

ただし、口径50mm以上は、各社型のため参考

(内訳書)

平成27年度 検満メーター取替工事箇所

(分割2号)

第1回	第2回	第3回	第4回
上大曾町 中岡本(偶) 白沢町 下岡本町(偶) 西1丁目 西3丁目 鶴田1丁目	叶谷町 上田原町 宝井町 長峰町 東岡本町 中岡本(奇) 下岡本町(奇) 大曾2丁目 大曾4丁目 横山1丁目 横山2丁目 横山3丁目 横山町 下金井町	石那田町 大網町 上金井町 上横倉町 下ヶ橋町 篠井町 徳次郎町 若草1丁目 大寛2丁目 一条2丁目 一条3丁目 鶴田2丁目 鶴田3丁目 古賀志町 西の宮1丁目 陽西町 清原台4丁目	海道町 上大塚町 長岡町 関堀町 立伏町 古田町 新里町甲 新里町乙 新里町丙 新里町丁 富士見が丘1丁目 富士見が丘3丁目 富士見が丘4丁目 中央5丁目 泉町
864件	857件	860件	878件

(偶) 偶数月検針

(奇) 奇数月検針

φ 13	1,252
φ 20	2,083
φ 25	81
φ 30	13
φ 40	18
φ 50	3
φ 75	1
φ 100	
φ 150	
φ 50電子	5
φ 75電子	2
φ 100電子	1
φ 150電磁	

3,459